

令和4年度 阿武町立阿武小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
令和3年4月一部改定

1 いじめ防止のための基本的な方針に関する事項 (基本理念)

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(いじめに対する教員の姿勢)

児童の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識をもって取り組まなければならないこと。また、教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響力をもつことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように留意すること。

2 いじめ防止のための対策の基本に関する事項

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(1) 未然防止のための取組

① 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、SC等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止に向けた校内研修を開催する。
- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努める。
- ・ 小中の切れ目のない支援体制を構築するために連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめ防止の対策に取り組む。

② 教育活動全体を通じた取組

- ・ 友達のよさにたくさん気づくことができ、友達を大切にする支持的風土を築くために、「全校よいこと見つけ」を奨励する。
- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 児童が他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、道徳・学級活動をはじめ、学校行事、児童会、クラブ活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPYを活用した体験活動等に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。

③ 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会、生徒指導連絡協議会等の関係団体や、警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の団体や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

(2) 早期発見のための取組

① 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケートや各学期の個人面談に取り組むとともに、担任を中心に、全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、週1回のふりかえりアンケートの実施や教育相談等、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。

② 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

【取組内容】

ア いじめ調査等

いじめの早期発見に資するために、在籍する児童及び保護者に対する定期的な調査を実施する。

(1) 児童対象のふりかえりアンケート【水曜アンケート】 毎週水曜日に実施

(2) 教育相談アンケート

◎保護者用【最近の様子や近頃変わったこと】 } 年3回実施 (6・11・2月)
◎児童用【みんなの心は元気かな? }

(3) 教育相談週間での学級担任とのミニ面談 年3回実施 (6・11・2月)

(4) hyper-QU の活用

イ 相談体制

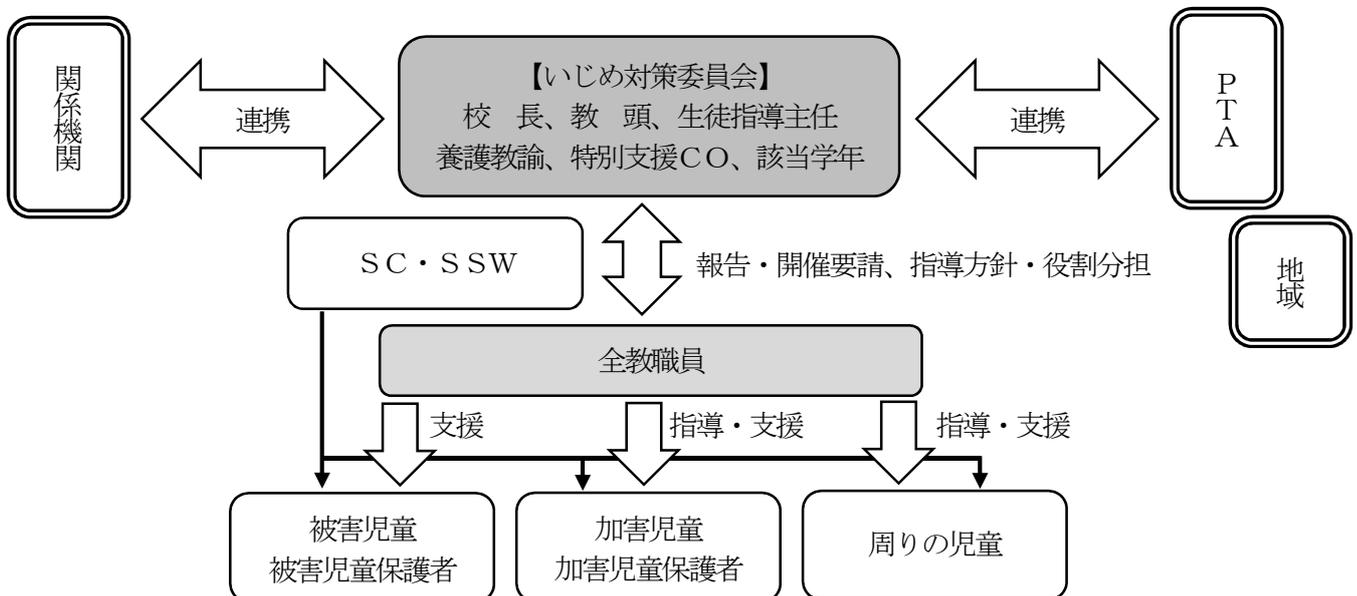
(1) SCによる面談

(2) 教育相談窓口の設置 (校長・教頭・生徒指導)

(3) その他関係機関 (町役場・子どものサポートセンター・ふれあい教育センター)

ウ いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員会による取組状況検討会議、事案発生時に必要に応じた委員による緊急会議を行う。



委員会は、校内委員として校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭のほか、専門委員としてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）をもって基本構成委員とする。必要に応じて外部の専門家を臨時的に校外委員として要請することもある。

（3）早期対応のための取組

① 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

② いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじめている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、SCやSSW、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネット、SNS等を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録をとる。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識のもと、いじめの解消に向けて取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

③ 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

（4）重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は、学校又は町教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）

※ 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したもとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに町教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、町教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

(5) いじめの防止等に向けた年間計画

| 月 | いじめ対策委員会等 | 保護者や外部との連携 |
|----|--------------------------|---|
| 4 | 全教職員共通理解 校内研修 (いじめとは) | 学校いじめ防止基本方針の通知 |
| 5 | | 学校運営協議会 町内生徒指導担当者会議 |
| 6 | 校内研修 (事例検討会) | 避難訓練 |
| 7 | 第1回・阿武小学校いじめ防止対策委員会 | 第1回小中合同学校保健安全委員会 町内生徒指導担当者会議 |
| 8 | | |
| 9 | | 小中合同運動会 町内生徒指導担当者会議 たくましく心豊かな阿武町っ子育成協議会 |
| 10 | | 学校運営協議会 萩・阿武小学校通信陸上大会 |
| 11 | 校内研修 (情報モラル) | 小中合同避難訓練 |
| 12 | 第2回・阿武小学校いじめ防止対策委員会 | 町内生徒指導担当者会議 阿武中学校区生徒指導推進協議会 |
| 1 | | |
| 2 | | 学校運営協議会 第2回学校保健安全委員会 町内生徒指導担当者会議 たくましく心豊かな阿武町っ子育成協議会 |
| 3 | | |

※定期的に特別支援教育校内委員会において教職員研修を実施

2 阿武小学校相談窓口

本校では、児童や保護者の不安や悩みを受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、相談窓口を設置し、必要に応じてSCやSSW等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

| | | |
|-----------|----------------|-----------------|
| 阿武町立阿武小学校 | 電話08388-2-2031 | FAX08388-2-2331 |
|-----------|----------------|-----------------|

※関係機関等の相談窓口

| | |
|-------------------------------------|------------------------|
| ○ こどもの人権110番 (山口地方法務局) | 0120-007-110 |
| ○ やまぐち子ども SOS ダイヤル (やまぐち総合教育支援センター) | 083-987-1202 |
| ○ サイバー犯罪対策室 (山口県警本部) | 083-922-8983 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部) | 0120-49-5150 |
| ○ ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター) | 083-987-1240 |
| ○ 山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課) | 083-933-4531 |
| ○ ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター) | soudan@center.ysn21.jp |